

空き家情報更新業務公募説明書

1 当該公募の趣旨

本業務は、北九州市が把握している約7,400件の空き家情報（世界測地系の位置座標（緯度・経度）（以下「位置座標」という。）なし）を整理・統合・照合し、現地確認等のうえ、市内GISシステムに取込み可能な形で空き家情報を更新（位置座標の付与及び危険度等の調査）するとともに、空き家分布図及び調査内容の集計・分析資料の作成等を行う業務を委託するものである。

本業務の実施にあたっては、

- ① 北九州市が実施している各種事業の空き家情報を住所で突合せ統合する際に住所の表記ゆれ（全角・半角の混在、漢数字、算用数字の混在等（以下「住所の表記ゆれ」という。））や住宅地図情報等を元に重複整理の業務を行えること
- ② 北九州市が把握している空き家情報に効率的に位置座標を付与するため、北九州市内の空き家情報データ（令和5年1月1日から本業務履行開始の前日までに国土交通省「地方公共団体における空家調査の手引き」に準拠し、市内全戸調査を行い把握した「空き家」の当該所在地（位置座標含む）のデータ）の情報を所有していること
- ③ 空き家調査の業務を行えること
- ④ GIS サービスを提供していること等

の要件を満たすことが必要であるため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札を実施する予定である。

2 業務概要

(1) 業務名 令和6年度北九州市空き家情報更新業務委託

(2) 業務内容

ア 空き家情報の統合・照合

北九州市が把握している各種事業の空き家情報データについて、住所の表記ゆれや重複する空き家の削除等を行い、データを統合する。

イ 市内全戸調査済の空き家情報との照合及び位置座標の付与

上記アの空き家情報と北九州市内全戸調査を行った空き家情報^{※1}を住所で照合

することで、上記アの空き家に対し、効率的に位置座標を付与する。

※1 受注者が保有する北九州市内の空き家情報データ

受注者において、令和5年1月1日から本業務履行開始の前日までに国土交通省「地方公共団体における空家調査の手引き」に準拠し、市内全戸調査を行い把握済みである「空き家」の当該所在地（位置座標を含む）のデータ

ウ 現地調査

北九州市が指定する空き家約600件と上記イで照合できなかった空き家（想定約1,000件）については現地調査を行い、空き家の位置座標の把握及び判定と写真撮影を行う。（現地調査を行う空き家数は最大1,600件）

エ データ作成

上記ウの調査結果を精査し、市内 GIS に取込み可能な CSV データ・Shape データおよび空き家分布図等の集計・分析資料を作成する。CSV データには空き家住所、位置座標、事業名（空き家種別）、危険度、写真データの格納先、住宅地図帳（㈱ゼンリン発行※2）の頁数（例：戸畑区 45 ページ・C・1 等）、その他の必要な項目を記載し、合わせて「住宅地図帳」（㈱ゼンリン発行※2）等を納品する。

※2 地図上に建物名称や居住者名、番地などが詳しく表示された地図帳等であれば代用可

(3) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）

3 応募要件

(1) 基本的要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

ウ 有資格業者名簿において「A」の等級に格付けされていること、及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地が北九州市内であること。

エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

ア 住所の表記ゆれや重複整理の業務を行えること。

イ 北九州市内の空き家情報データ（令和5年1月1日から本業務履行開始の前日までに国土交通省「地方公共団体における空家調査の手引き」に準拠し、市内全戸調査を行い把握した「空き家」の当該所在地（位置座標含む）のデータ）

の情報を所有していること。

ウ 空き家調査（国土交通省「地方公共団体における空き家調査の手引き」に準拠した調査）の業務を行えること。

エ GIS サービスを提供していること。

4 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市小倉北区城内1番1号

担当課名 北九州市都市戦略局都市再生推進部空き家活用推進課

電話番号 093-582-2777 FAX番号 093-561-7525

メールアドレス toshi-akiyakatsuyou@city.kitakyushu.lg.jp

(2) 説明書に対する質問受付及び回答

ア 受付期間

令和6年8月8日から令和6年8月23日まで（閉庁日を除く。）

8時30分から17時15分まで

イ 受付担当課

(1) に同じ。

ウ 回答

受付担当課から回答する。

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和6年8月8日から令和6年8月23日まで（閉庁日を除く。）

8時30分から17時15分まで

イ 提出場所

(1) に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、以下のいずれかの方法で提出すること。

- ・持参
- ・電子メール
- ・郵送（令和6年8月23日必着）

エ 参加意思確認書記載上の留意事項等

(4) その他

ア 参加意思確認書が提出期間内に到達しなかった場合は、その後到達しても参加意思確認書の提出を無効とする。

イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

- ウ 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。
- エ 提出された参加意思確認書は、審査以外提出者に無断で使用しない。
- オ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。
- カ 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- キ 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名競争入札を中止する場合がある。
- ク 参加意思確認書を提出した者に対し、審査結果を通知する。
- ケ クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、北九州市都市戦略局空き家活用推進課長に対して、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。